

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に当たっての考え方（案）に関する意見募集の結果について

令和7年1月10日
厚生労働省
医薬局監視指導・麻薬対策課

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に当たっての考え方（案）について、令和6年5月30日（木）から同年6月29日（土）まで御意見を募集したところ、21件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	栽培目的等の妥当性や栽培管理と比して、盗難防止対策の考えが緩いのでないか。	第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草は、THC濃度が低いものとされており、濫用の危険性が一定程度減じられております。栽培地が置かれている状況を勘案し、設備等の措置が必要な場合であっても一般農作物の盗難防止措置を超えた義務を課すことは合理性を欠くことから、その必要はないものと考えております。
2	<ul style="list-style-type: none">・栽培目的、事業計画等はどうのものか示してほしい。・第一種大麻草採取栽培者が認められる栽培目的について明示すべき。	大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第4項において、第一種大麻草採取栽培者は、「大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるもの

		に限る。)の原材料を採取する目的」で大麻草を栽培する者と規定しております。
3	原則として栽培面積を 100 平米以上とした根拠を示すべきではないか。	<p>第一種大麻草採取栽培者は、大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する者とされているところ、一定程度の栽培面積を有しなければ、採取量が少ないために採算が見込めず、免許の交付を受けた目的を達成できないものと考えられます。また、その上で、100 平方メートルに満たない小規模な栽培が乱立した場合、保健衛生上の観点から、適切ではない状態になり得るものとも考えています。</p> <p>一方で、当該事項はあくまでも審査の際に考慮すべき基準の一つであるため、実際の審査に当たっては、栽培地の場所及び面積が、栽培目的、栽培地周辺の環境、栽培者の管理体制等から判断して妥当なものであるかが判断されることとなります。</p>
4	自治体の審査基準について、厚労省が行政指導を行うシステムにすべき。	第一種大麻草採取栽培者については、都道府県の自治事務において、適切に審査されるものと承知しておりますが、今後、審査基準にかかる地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言でお示しする予定です。
5	交雑防止のための一定の距離について具体的に示すべき。	交雑防止のために必要な距離については、周囲の地形や環境により、一概にはいえない（数十メートルから数キロメートル）ものであるため、免許基準としてではなく、あくまで、運用上の目安としてお示しする予定です。
6	人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、「堅牢な高い柵は不要」とあるが、人目に付きやすい場所や敷地境界線から	いただいたご意見を参考に、当該箇所の記載について検討いたします。

	十分に離れていない場合には、「堅牢な高い柵が必要」と解釈することもできるため、表現ぶりについて検討すべき。	
7	大麻草の栽培や保管に関して、盗難防止に係る具体的な対策をしっかりと明示すべき。	免許基準としてではなく、運用上の措置として通知等において、具体例を示していく予定です。
8	種子が譲渡可能な農家連絡先（もしくは管理団体連絡先や海外種子の輸入代行業者）を国が責任をもって整備すべき。	第一種大麻草採取栽培者免許を取得された方については、他の栽培者の方からの譲受や、適切な手続に基づく海外からの輸入により、種子の入手を可能とする法整備を行っております。いただいた御意見は種子供給の参考にさせていただきます。
9	第一種大麻草採取栽培者免許の交付を受けた者が栽培した大麻草が万が一、余ってしまい譲渡先が見当たらない場合、反社会的勢力へ売り渡す可能性を否定できない。 そこで、譲渡先が確定していない大麻草の場合、監督する行政機関が譲渡先の確定があるまで管理しておくということとはできないのか。担当機関の見解は如何。	第一種大麻草採取栽培者は、法第10条で所有する大麻等の数量について帳簿を記載することとされており、また、同法第12条の5で所有する麻薬及び大麻の保管方法についても規定されていることから、大麻の管理については適切に行われるものと考えております。 また、行政においても、立入検査等を実施し、第一種大麻草採取栽培者が適切な管理を実施しているか、監視指導していくこととしております。
10	1. グローバル競争力の確保： 海外のヘンプ業者との競争に勝つためには、国内需要を満たすだけでなく、輸出を見据えた基準の整備が不可欠です。特に、栽培許可を得るための要件を厳しくしすぎると、国内産業が国際競争力を失う恐れがあります。例えば、カナダやアメ	お示しした第一種大麻草採取栽培者に係る審査基準の考え方は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的としております。

リカの一部の州では、規制の緩和が進んでおり、これに対応するための柔軟な対応が求められます

2. 犯罪歴のある人への支援:

海外の例では、大麻関連の軽犯罪歴がある人々に対して、ライセンスを優先的に授与するケースもあります。これは、過去の軽微な犯罪歴を理由に社会から排除されることなく、再び社会での役割を果たす機会を提供するものです。例えば、アメリカの一部の州では、大麻産業においてこのようなプログラムが導入されており、再犯防止や社会復帰支援の観点からも非常に有益です。

3. 市場形成と発展のための基準:

将来的な市場形成と産業発展を見据えた基準作りが重要です。現在の基準案では、需要を具体的に見込んだ事業計画の提出が求められています。これを支援するための市場予測データや、国際市場への参入を促すための施策も必要です。これにより、国内市場だけでなく、グローバル市場での競争力を高めることができます。

4. 雇用の拡大と経済効果:

産業用大麻の栽培および加工業は、新たな雇用を創出し、地域経済の活性化に寄与します。例えば、カナダでは産業用大麻の合法化により、多くの新しい職業が生まれました。農業従事者、加工

技術者、研究者、流通業者など、幅広い職種での雇用が拡大し、地域の雇用機会が増加しています。

5. 税収への寄与と活用:

産業用大麻の合法化により、税収が増加し、これを地域社会の発展や公共サービスの向上に活用することができます。例えば、税収を教育や医療、インフラ整備などに投資することで、地域全体の生活水準を向上させることが可能です。

6. GDP への影響:

産業用大麻の栽培および加工業が拡大することで、国内総生産（GDP）にもプラスの影響を与えることが期待されます。産業用大麻は、食品、衣料、建材、バイオプラスチックなど、多岐にわたる製品の原料となり得るため、関連産業全体の成長を促進します。

7. CO2 削減への効果:

産業用大麻の栽培は、環境保護と持続可能な発展に寄与する重要な要素です。大麻草は成長が速く、CO2 の吸収能力が高いため、温室効果ガスの削減に大きく貢献します。具体的には、大麻草は1ヘクタールあたり年間約10トンのCO2を吸収するとされています。これは、他の作物と比較しても非常に高い吸収率です。

	以上の点を考慮し、将来的な市場形成と発展に資する審査基準の再検討を強く求めます。エビデンスとして、海外の成功事例や具体的なデータを基に、より実効性のある政策を策定することが望まれます。	
11	ヘンプに関しては THC 濃度が 0.3%以下であり、仮に盗難されて接取されたとしても精神作用がある物では無いので社会的な害は無いに等しいと思います。定期的な THC 残留チェックだけ行えばうまく管理出来るかと思えます。ただし、薬物関係の前科がある者に関しては規範意識が低く運用開始時は免許を与えるべきでは無いと思えます。運用開始後に少しずつ見直して行く形を取り、万が一、THC 高濃度の物をこっそり栽培していた場合は厳罰+二度と交付しない形で良いかと思えます。把握されているかとは思いますが業界の一部には脱法屋も混在しておりそういった事業者の排除は必須条件かと思えます。	THC 濃度が 0.3%以下のものでも、精神作用はあり、濫用による保健衛生上の危害が生じるものです。 また、第一種大麻草採取栽培者が法令に適合する大麻草であるかの確認については、栽培者の自主検査のみならず、行政においても収去検査を実施し、確認してまいります。 さらに、免許の交付については、法第 5 条に基づき、厳格に審査されます。
12	申請者の栽培技術やセキュリティ体制、栽培環境の管理能力を評価する項目を詳細に定め、これに基づいた評価を行うことが重要です。また、審査プロセスにおける第三者機関の関与を推奨し、公平性と信頼性を確保することが望まれます。	いただいた御意見も参考に、適切に審査業務を行ってまいります。

<p>13</p>	<p>考え方（案）の中で、具体的に示されていない部分があるため、明記していただきたい。</p> <p>（１）第１の１栽培目的等の妥当性の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培目的の妥当性に係る基準 ・譲渡先（業種を記載する） <p>（２）第１の２栽培管理の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アの丸１の文中の「栽培目的」、「事業計画等」について、どのようなものであれば適切かを示していただきたい。 	<p>具体的なものについては、手引き、質疑応答等の形でお示しする予定です。</p>
<p>14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イの文中の「適正に大麻草の栽培や保管を管理できる必要がある」とあるため、毒劇物取締法と同様に、鍵の管理や在庫管理、点検等の盗難防止措置を行わせ、危害防止管理や盗難防止に係る規定を作成させる必要があるため、当該規定の作成を明記していただきたい。 （参考通知：「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）） （参考通知：「毒物劇物危害防止規定について」（昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号）） 	<p>いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。</p>

15	オの文中に、種子を確認するとあるが、いつ、どこで、誰が、どのように、どのような方法で行うか明確に記載していただきたい。	御指摘を踏まえ、種子の確認方法について、追記することを検討いたします。
16	栽培目的等の妥当性について、考え方では、大麻草の悪い面のみが考慮され、悪影響を及ぼす物であるという考えが前提となっている。この考え方は改められるべきと考える。戦前より有効的に栽培され使用されてきたことと、社会において注意深く扱われなければいけないことを、両方同じ価値観で捉えて最善を検討する必要がある。	お示した第一種大麻草採取栽培者に係る審査基準の考え方は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的としております。 いただいた御意見は、啓発等の参考にさせていただきます。
17	伝統的な大麻栽培者は、弱小で変化への対応力もないものと考えられます。そのため、新規の免許申請者とは区別してこれまで以上の負担を課すことなく思いやりのある対応をお願いします。	基本的に、第一種大麻草採取栽培者の免許審査は、現在、大麻栽培者の免許を保有されている方も新規に申請される方も、同じ基準が適用されるものですが、今後の運用の参考にさせていただきます。
18	・趣味・嗜好」の表現を「私的使用」に改める。 「趣味・嗜好」という表現はいたずらに国民の大麻に対する嫌悪感を煽るだけであり、また「医療用途」という言葉との使い分けのため、「私的使用」への改めることを求める。タイでは、大麻の使用を「医療用途」に定めたことで、既に医療費の増加が認められており、我が国が同じ誤りを犯す必要はない。よって、「趣味・嗜好」の表現を「私的使用」に改めることを求める。	産業利用であっても、第一種大麻草採取栽培者の経済活動における「私的利用」であるため、ご意見のように「趣味・嗜好」を「私的利用」との表現にすべきではないと考えております。考え方でお示したものは、第一種大麻草採取栽培者が、産業利用をせず、自身の趣味・嗜好のみで栽培することは不適としたもので、産業利用の種類について限定するものではありません。

	<p>・栽培目的は、濫用防止を十分に踏まえている場合には趣味的な場合も含め自由に設定できるようにしてください。余計な規制が入れば入るほど麻産業の再生は困難になるのは明らかです。</p>	
19	<p>譲渡先の目処を用意を必要としないことを求める。需要をつかむ必要があり、そのためには複数の試作品の開発は不可欠であり、研究段階でその全て譲渡先を用意することは到底現実的はいえず、譲渡先用意の条件の取り消しを求める</p>	<p>大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的としていることから、全く譲渡先の目処が立たず、不正流通のおそれが生じる申請は不適と考えております。</p>
20	<p>企業が経済活動で勝つためには、需要をつかむ必要があり、そのためには複数の試作品の開発は不可欠でありため、屋内での試作のために、栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースの分離条件の取り消しを求める。</p>	<p>事務作業スペースとは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻を取り扱わない業務を行うスペースのことをいいます。保管施設等と事務作業スペース等の分離は、収穫した大麻が、備品に紛れて紛失する等の事故を防ぐために必要です。</p>
21	<p>一部地域を除くと、どこで大麻が栽培されていても、違和感を感じる人は感じるでしょう。そのような違和感を感じる者が薬務課の審査担当者である場合に、過剰な盗難対策を求められる蓋然性が高い。 そもそも、この違和感の原因は、そもそも大麻を栽培できないような強烈的な規制をしていたのは実質的に厚労省に帰結するものである。片腹痛い。 違和感などといった主観的な要素を基準に取り入</p>	<p>栽培地の状況の例示としてお示したもので、これ自体が審査基準ではありません。 第一種大麻草採取栽培者の免許審査事務は、自治事務でもあることから、免許審査において、都道府県において個別具体的な判断をすることを否定することはできないものと考えます。</p>

	<p>れるべきではない。この文言は削除すべきである。</p> <p>また「個別具体的な判断」といった地方行政への責任の丸投げの態度についても一国民として許しがたい。</p>	
22	<p>栽培地や盗難対策などの点については現状のままです。過不足ないと考えます。</p>	<p>本審査基準は、法改正の内容を踏まえ、栽培目的等の妥当性、栽培管理、盗難防止対策が可能な限り均衡のとれたものとなるよう、これらに係る考え方等を示したものです。</p>

※上記のほか、42件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。